

○学校法人専修大学非常勤役員退任慰労金支給規程

昭和55年2月4日
制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人専修大学（以下「本法人」という。）の非常勤役員が退任した際に支給する退任慰労金について、その算出方法及び支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「非常勤役員」とは、学校法人専修大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）に規定する役員のうち非常勤の者をいう。

(退任慰労金の支給の条件)

第3条 退任慰労金は、非常勤役員としての在任年数が満2年以上の場合に支給する。

(在任年数)

第4条 非常勤役員の在任年数は、非常勤役員として発令された日から退任した日までの年数とする。ただし、再任された場合は、在任年数は継続するものとする。

(退任慰労金の算出及び支給)

第5条 退任慰労金の算出は、次の方法による。

- (1) 退任慰労金は、在任年数1年につき5万円とする。
- (2) 在任年数に端数が生じた場合は、6か月未満のときは0.5年、6か月以上のときは1年として計算する。
- (3) 在任年数が継続して9年以上にわたるとき、及び在任中の功労が顕著なときは、第1号の退任慰労金に加えて、特別功労加給金を支給することができる。
- (4) 前号の特別功労加給金は、当該非常勤役員の在任年数に1万円を乗じて得た額を上限とする。

(退任慰労金の不支給)

第6条 非常勤役員が寄附行為第13条第1項第1号若しくは第3号又は第28条第1項第1号若しくは第3号に掲げる事由により解任された場合は、退任慰労金を支給しない。

(退任慰労金の支給時期)

第7条 退任慰労金の支給は、非常勤役員の退任後、1か月以内に行うものとする。

(退任慰労金の支給延期)

第8条 非常勤役員が退任する場合において、寄附行為第13条第1項第1号若しくは第3号又は第28条第1項第1号若しくは第3号に相当する行為の存否について調査が必要と認められるときは、本法人は、当該調査が終了するまでの間、当該非常勤役員に対する退任慰労金の支給を延期するものとする。

2 前項の調査の結果、寄附行為第13条第1項第1号若しくは第3号又は第28条第1項第1号若しくは第3号に該当する行為があったと認められるときは、本法人は、当該非常勤役員に対する退任慰労金を支給しないものとする。

(退任慰労金の返還請求)

第9条 退任した非常勤役員に対し既に退任慰労金が支給されている場合において、当該非常勤役員が、在任中に寄附行為第13条第1項第1号若しくは第3号又は第28条第1項第1号若しくは第3号に該当する行為を行い、又は退任後に守秘義務に違反したと認められるときは、本法人は、当該非常勤役員に対して、退任慰労金の全部の返還を請求するものとする。

(事務所管)

第10条 この規程に関する事務は、理事長室秘書課の所管とする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

1 この規程は、昭和55年2月4日から施行し、昭和55年1月25日から適用する。

2 昭和43年10月1日制定の「非常勤役員の特別賞与支給取扱内規」は、本規程施行と同時に廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(題名の変更)

2 この規程の施行に伴い、題名を非常勤役員の退任慰労金支給規程から学校法人専修大学非常勤役員退任慰労金支給規程に変更する。

附 則

この規程は、令和6年7月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。